

【取扱い厳重注意】

平成23年11月8日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 齊藤 修啓

平成23年11月8日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

文部科学省科学技術・学術政策局国際交流官付 奥博貴 国際交流官補佐

##### 2 聴取日時

平成23年11月8日午前10時00分頃から同日午前11時00分頃まで

##### 3 聴取場所

中央合同庁舎4号館6階

##### 4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

齊藤 修啓

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

別紙のとおり

安全委員会における初期の助言について

緊急時の作業員の線量限度の500mSvへの引上げの検討について

#### 第3 特記事項

なし

以上

## 【取扱い厳重注意】

別紙

### 1. 被聴取者の身分について

被聴取者の奥氏は、文部科学省の国際交流官補佐である。4月1日からEOCで広報の担当を務めている。3月11日時点では、原子力安全委員会事務局管理環境課の課長補佐であり、3月末まで同職にあった。

### 2. 3月13日の除染基準に係るコメントについて

原子力安全委員会では、本来は災害が起こると機能班が組織されることとなっているが、3月15日か16日頃までは明確にはできていなかった。当時、助言組織構成員や委員は、委員長室に詰めており、各所から助言要請があるたびに、私（奥補佐）が委員長室に確認に行き、ペーパーにまとめた上で送り返していた。また、管理環境課はERCとの連絡窓口になっており、FAXは管理環境課に直接来ていた。

3月13日の除染基準に係るERCからのコメント依頼のFAXについては、もともとFAXが来る前に電話でのやり取りがあつて、電話では私から、①GMサーベイメータによる解析の結果が10,000cpmになる場合、除染と安定ヨウ素剤の投与を行うこと、②除染を行っても10,000cpmになる場合、NaIサーベイメータで甲状腺の線量の測定を行い、その測定結果や行動について記録を取っておくこと、の2点を伝えた。その後、ERCからペーパーが送られてきて、コメントがほしいということだったので、安全委員長室に入って、助言組織構成員と委員にコメントをいただき、書き込んだ。委員は、班目委員長と久木田委員長代理はいなかったが、他の3人はいた。また、この件でやり取りをしていたのは、ERCにリエゾンとして行っていた[ ]だったと思う。送られてきたペーパーに、安全委員会からのコメントとして、①6,000cpmは10,000cpmにすべきだということ、②基準値に達した場合には、安定ヨウ素剤を投与すべきだということ、さらに③ヨウ素剤服用の際の注意点について書き加え、管理環境課の[ ]に頼んでERCに送付してもらった。しかし、このFAXを送付後に私から[ ]に電話をしたところ、この件については、既に保安院と福島県との間で根回しが行われていてこれで動いているので、除染基準についてもヨウ素剤服用についても、今さら変えることはできないと言われた。そこで、もう一度委員長室に入って、助言組織構成員及び委員にこのことを伝えたところ、それでは仕方がない、安全委員会は言うべきことは言ったので、後は実施主体の判断に委ねようという結論になり、これ以上のコメントを行うことはなかった。

40ベクレルまたは6,000cpmという値について、表面汚染レベルで40ベクレル/cm<sup>2</sup>というのは、測定法によって、6,000cpmから13,000cpm程度まで幅があるようだ。どこを取るかという判断の問題だが、委員に諮ったところ、スクリーニングレベルは、10,000cpmが妥当ではないかという話になり、この値を取るようになったもの。

OFCには、安全委員会から海老根企画官が派遣されていたが、13日の時点ではほとんど電話が通じず、連絡が取れなかった。そのため、OFCと安全委員会の間で、直接調整を行ったということはない。

### 3. その後の除染基準やヨウ素剤投与についてのコメントについて

## 【取扱い厳重注意】

14日には、福島県が独自基準の13,000cpmを100,000cpmに引き上げようと考えているという話をERCを通じて聞き、引き上げるべきではないというコメントを行っている。これは、GMサーベイメータによる13,000cpmは、表面汚染密度40ベクレル/cm<sup>2</sup>に相当すると思われるが、この数値が全て内部被ばくのヨウ素によるものとする、安定ヨウ素剤投与基準となる甲状腺等価線量100mSvに達するとの判断によるものである。この件もERCリエゾンの[ ]に伝えたが、安全委員会が苦しいのは、安全委員会はアドバイスしかできない立場なので、言うべきことを言ったという以上の強制はできない。また、除染基準についても、安全委員会のコメントを受けなければならないという規定があるわけでもない。その後、20日に100,000cpmを認めるコメントを出しているが、これは実態として、13,000cpmでは現場が回らず、100,000cpmで動いていることを受け、この数字を合理的に説明するために見解をまとめたものである。

15日と16日には安定ヨウ素剤服用の助言を出しているが、ERCからコメントの要請が来て、委員長室にいた助言組織構成員及び委員に伺った上、安定ヨウ素剤の投与を推奨するというコメントを出した。2日に渡って似たようなコメント要請が来たため、対象者は異なっていたが、気を付けるべきことは同じであろうということで、似たようなコメントを出したものである。

### 4. 線量限度の500mSvへの引上げについて

17日15時頃、班目委員長が東電の統合対策本部にいた細野補佐官にある案件の説明をするため、随行した。細野補佐官と話していたところ、急に話題が変わって、緊急作業従事者の線量限度を250mSvから500mSvに引き上げたいという話になり、細野補佐官から長島議員に電話をして、この話を各省庁に口頭で伝えてくれないかという依頼をした。なぜ長島議員だったのかは分からないが、防衛政務官をされていたことがあり、そのつながりもあったのかもしれない。この電話を受けて長島議員が細野補佐官の所に来たが、私(奥補佐)が放射線防護に関して知見を持っていたため、長島議員から同行するように言われた。東電を出る頃には、関係省庁ということで、人事院と厚労省、経産省を回ることに決まっていた。防衛省には当初から行く予定はなかったが、個別に根回しをされていたのかもしれない。人事院総裁には16時45分頃、厚労省の副大臣には17時2分頃、経産省の池田副大臣には17時35分頃にお会いした。この3方に、250mSvから500mSvに引き上げることについて検討してほしいと依頼したところ、人事院総裁からは、厚労省とも横並びになるので厚労省にも連絡してほしいという依頼があり、厚労省の副大臣からは、500mSvまで上げると骨髄がやられるので心配だという話があったが、いずれも放射線審議会を通さないといけないので、速やかにプロセスを踏んで行きたいという返事だった。その後、東電まで車で戻って長島議員と別れ、私は1人で安全委員会に戻った。

その後、引上げがなされなかった理由については、直接は聞いていないが、後日の毎日新聞で、18時過ぎに官邸において首相らが顔を揃えた場所で、菅首相から線量限度を引き上げられないかという話があり、北沢防衛大臣から性急に引き上げるのはよくないという話があり、流れることになったという記事が出ていた。長島議員から菅首相へは、この会合の前に感触が伝えられていたのかもしれない。